



|           |                |           |                  |            |
|-----------|----------------|-----------|------------------|------------|
| 事業所の名称    | 事業所の所在地        | 申請者の名称    | 申請者の所在地          | 指定年月日      |
| カワチ薬局古川店  | 大崎市古川穂波六―一―十   | 株式会社カワチ薬品 | 栃木県小山市大字卒島二二九三番地 | 平成三十年十二月一日 |
| カワチ薬局石巻西店 | 石巻市恵み野四―一―十六   | 株式会社カワチ薬品 | 栃木県小山市大字卒島二二九三番地 | 平成三十年十二月一日 |
| カワチ薬局岩沼店  | 岩沼市たけくま二―三―五十七 | 株式会社カワチ薬品 | 栃木県小山市大字卒島二二九三番地 | 平成三十年十二月一日 |

二 介護予防居宅療養管理指導

|           |                |           |                  |            |
|-----------|----------------|-----------|------------------|------------|
| 事業所の名称    | 事業所の所在地        | 申請者の名称    | 申請者の所在地          | 指定年月日      |
| カワチ薬局古川店  | 大崎市古川穂波六―一―十   | 株式会社カワチ薬品 | 栃木県小山市大字卒島二二九三番地 | 平成三十年十二月一日 |
| カワチ薬局石巻西店 | 石巻市恵み野四―一―十六   | 株式会社カワチ薬品 | 栃木県小山市大字卒島二二九三番地 | 平成三十年十二月一日 |
| カワチ薬局岩沼店  | 岩沼市たけくま二―三―五十七 | 株式会社カワチ薬品 | 栃木県小山市大字卒島二二九三番地 | 平成三十年十二月一日 |

○宮城県告示第三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|            |                               |                |          |            |
|------------|-------------------------------|----------------|----------|------------|
| 事業所番号      | 事業所の名称及び所在地                   | 指定障害福祉サービスの種類  | 設置者名     | 指定年月日      |
| 〇四二一五〇〇八二二 | 訪問介護事業所 クロバー<br>大崎市田尻字北大杉六―一― | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 株式会社サーパス | 平成三十一年一月一日 |

○宮城県告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
石巻市長面字須賀二八二の三三、二九八（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
気仙沼市唐桑町上鋪立二一―一―の三、二二四の五（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二1 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町上鮎立二一の一の三、二一四の五(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的  
魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

名取市下増田字南原六二四の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

東松島市野蒜字南余景六八(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町竹浦字鮑古一の一(次の図に示す部分に限る。)、尾浦字東風浜一六の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

名取市小塚原字遠東一六の二、一八、二四、三六、九二の四、字赤澁六七の二、一三二の二、一三三の二、字大汐入八四の二、字蟹穴八四の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市亀山三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

駐車場用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて縦覧に供する。

○宮城県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて縦覧に供する。

○宮城県告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）、牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに石巻市役所及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年一月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 丸森梁川線

三 道路の区域

| 変更の区間 |      | 変更の前後           |                 |
|-------|------|-----------------|-----------------|
| 後     | 前    | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |
| 一一・六  | 一〇・四 | 二二・九            | 五九・三            |
| 二二・六  | 一三・九 | 二六・二            | 五二・五            |

○宮城県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年一月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道











宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画地区計画

2 名称 朝日町地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四十六号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画土地地区画整理事業

2 名称 鹿折地区被災市街地復興土地地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四十七号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画土地地区画整理事業

2 名称 南気仙沼地区被災市街地復興土地地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四十八号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の

縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画土地地区画整理事業

2 名称 魚町・南町地区被災市街地復興土地地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四十九号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 朝日町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画下水道

2 名称 気仙沼市公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十一号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画下水道

2 名称 鹿折都市下水道及び松岩都市下水道

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

### 公 告

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

東松島市赤井字星場三百四十二番十六、三百四十二番十七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

石巻市広濶字砂一九十番地一 仮設押切沼団地

十九ー一号

佐々木 隼聡

### 教育委員会

〇宮城県教育委員会告示第二号

平成九年宮城県教育委員会告示第七号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成三十一年一月十五日から施行する。

平成三十一年一月十五日

宮城県教育委員会

「公益財団法人宮城県体育協会」を「公益財団法人宮城県スポーツ協会」に改め、「公益財団法人

宮城県スポーツ振興財団」を削る。

### 公安委員会

〇宮城県公安委員会告示第3号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成31年1月15日

宮城県公安委員長 山口 哲男

1 審査に係る警備業務の種類及び級

(1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級

(2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級

(3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級

(4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

(5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施期日

平成31年2月14日（木）午前9時30分から

3 実施場所

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部

4 審査定員

前記1に掲げる警備業務の種類1級及び2級あわせて20人

5 審査対象者

報 告 公 報 宮 城 県

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定期則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

- (1) 空港保安警備業務1級  
検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
- (2) 施設警備業務1級  
旧検定の常駐警備に係る旧検定期則第1条第2項に規定する1級に合格した者
- (3) 交通誘導警備業務1級  
旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級  
旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
- (5) 貴重品運搬警備業務1級  
旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者
- (6) 空港保安警備業務2級  
旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
- (7) 施設警備業務2級  
旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
- (8) 交通誘導警備業務2級  
旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
- (9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級  
旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者
- (10) 貴重品運搬警備業務2級  
旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者

6 審査内容  
審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）

7 事前申込み  
(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目について

で聴取）。

(2) 受付期間

平成31年1月28日（月）から2月1日（金）までの5日間（1月28日から31日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

8 申請手続き

事前申込みにより予約番号を所得した者に対する申請手続きは、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

平成31年2月4日（月）から同月8日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申請書の提出先

事前申込みの際に申請先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 審査申請書（検定期則別記様式）1通

イ 旧検定期則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し1通

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1葉

エ その他

（イ）住所地在を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地在を疎明する書面1通

（ウ）属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面1通

（イ）属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 審査手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第70の2項に基づき、4700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

9 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。

10 その他

審査に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全企画課

電話番号022-221-7171 内線3054、3055